

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	新座市児童発達支援センターの利用に係る許可の取消し等	
所 管 部 課 係 名	こども未来部児童発達支援センター	
根拠法令及び条項	新座市児童発達支援センター条例第10条	
処 分 関 係 条 項		新座市児童発達支援センター規則第9条
分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>新座市児童発達支援センターの利用に係る許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき、又は管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 ・ 許可に係る条件又は指示に違反したとき。 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を利用する者である場合において、法第21条の5第1項に規定する通所給付決定を取り消されたとき。
参 考 事 項		
設 定 等 年 月 日	令和元年10月1日設定（令和5年4月1日最終変更）	